

全体計画 (2 / 6)

No.	技術基準条文	設計項目	説明ステータス						説明スケジュール												今後の説明予定			備考				
			①			②			2024年度			2025年度									今回 3月27日	次回	次々回					
			1.防護対象の 特定	2.設計対象 施設の特定	3.基本的な 設計の考え方	4.詳細な 設計プロセス	5.代表の 具体的な設計	6.全ての 評価結果	~1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	11月	12月	2月					3月9日			
18	第8条 外部衝撃 (火山)	降下火砕物の堆積荷重に対する防護設計							①																	② [5.]	② [6.]	降下火砕物の堆積荷重： No.18,31(2項目)セット
19		粒子の衝突に対する防護設計										①	→①												② [5.]	② [6.]	電巻関連： No.12,19,26(3項目)セット	
20		閉塞に対する防護設計							①									②										
21		塵埃に対する防護設計								①								②										
22		絶縁低下に対する防護設計								①								②										
23		腐食に対する防護設計	※3												①													
24		中央制御室の大気汚染に対する防護設計	※2												①													
25	第8条 外部衝撃 (落雷)	落雷に対する防護設計						①			①	→①					②								② [6.]			
26	第8条 外部衝撃 (その他)	風(台風)に対する防護設計									①	→①												② [5.]	② [6.]	電巻関連： No.12,19,26(3項目)セット		
27		凍結に対する防護設計							① ②																			
28		低温及び高温に対する防護設計							① ②																			
29		降水に対する防護設計							① ②																			
30		塩害に対する防護設計							① ②																			
31		積雪の堆積荷重に対する防護設計						①																② [5.]	② [6.]	降下火砕物の堆積荷重： No.18,31(2項目)セット		
32		積雪による閉塞に対する防護設計						①									②											
33	生物学的事象に対する防護設計						①									②												
34	有毒ガスに対する防護設計	※2										①																
35	電磁的障害に対する防護設計														①		②							② [6.]				
36	第8条 外部衝撃 (航空機)	航空機落下に対する防護設計	第1回申請までで認可済み																									
37	第9条 不法侵入	不法侵入防止に係る設計	第1回申請までで認可済み																									
38	第10条 閉じ込め	閉じ込めの機能に係る設計																								変更なし条文		

- ※1: 「新設設備および既設設備の改造に関する設計」にて設計変更に伴う影響確認を合わせて説明
- ※2: 既認可通りの設計で制御室の居住性の確保を考慮しており、設計対象施設として特定する対象がないことを確認したため、「2.設計対象施設の特定」までを説明の範囲とする。
- ※3: 降下火砕物が接触する可能性のある施設に使用している材料が、当該環境で腐食し難いことを確認したため、「1.防護対象の特定」までを説明の範囲とする。

- ・審査会合の実施頻度は1回/月として記載。今後、設計項目及び説明時期を含め実施状況に応じて適宜見直す。
- ・廃棄物管理施設は、再処理施設の条文及びルールと同様であるため、再処理施設と併せて説明する。

【凡例】

- ①防護対象・設計対象施設の特定、基本的な設計の考え方および設計プロセス
- ②設計プロセスに基づく具体的な設計および評価
- : 説明を実施した範囲 (説明ステータスは説明を完了したもの)
- ▨: 説明対象外の範囲
- : 今回の説明範囲
- : 審査会合が無かったことによる変更
- 赤字: 前回計画からの変更

全体計画 (6 / 6)

No.	技術基準条文	設計項目	説明ステータス						説明スケジュール												今後の説明予定			備考						
			①			②			2024年度			2025年度									今回 3月27日	次回	次々回							
			1.防護対象の 特定	2.設計対象 施設の特定	3.基本的な 設計の考え方	4.詳細な 設計プロセス	5.代表の 具体的な設計	6.全ての 評価結果	~1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	11月	12月	2月	3月9日									
100	第42条 プール冷却	代替注水設備に係る設計																							② 【5.6.】			SA屋外対処関連：No.89,100,101,103~106,108 ~110(10項目)セット		
101		スプレイ設備（燃料貯蔵プール等への水のスプレイ）に係る設計																							② 【5.6.】			SA屋外対処関連：No.89,100,101,103~106,108 ~110(10項目)セット		
102		漏えい抑制設備に係る設計																							① ②					
103	第44条 放出抑制	大気中への放射性物質の放出抑制設備（建屋への放水）に係る設計																								② 【5.6.】			SA屋外対処関連：No.89,100,101,103~106,108 ~110(10項目)セット	
104		大気中への放射性物質の放出抑制設備（セル又は建物への注水）に係る設計																								② 【5.6.】			SA屋外対処関連：No.89,100,101,103~106,108 ~110(10項目)セット	
105		工場等外への放射線の放出抑制設備（プールへの注水）に係る設計																								② 【5.6.】			SA屋外対処関連：No.89,100,101,103~106,108 ~110(10項目)セット	
106		各建物周辺における航空機燃料火災、化学火災に対応するための設備（燃料火災等に対する放水）に係る設計																								② 【5.6.】			SA屋外対処関連：No.89,100,101,103~106,108 ~110(10項目)セット	
107		放射性物質の流出抑制設備に係る設計																												
108	第45条 水供給設備	水源の水量確保に係る設計																								① ②			SA屋外対処関連：No.89,100,101,103~106,108 ~110(10項目)セット	
109		第1貯水槽への水補給設備（第2貯水槽から第1貯水槽への水の補給）に係る設計																								② 【5.6.】			SA屋外対処関連：No.89,100,101,103~106,108 ~110(10項目)セット	
110		第1貯水槽への水補給設備（敷地外水源から第1貯水槽への水の補給）に係る設計																								② 【5.6.】			SA屋外対処関連：No.89,100,101,103~106,108 ~110(10項目)セット	
111	第46条 電源	重大事故等対処設備への電力供給に係る設計																								② 【5.6.】				
112		重大事故等対処設備への燃料補給に係る設計																									② 【5.6.】			
113	第47条 計装	重大事故等時におけるパラメータの把握に係る設計																									② 【5.6.】			
114	第48条 制御室	居住性確保に係る設計																												
115	第49条 監視測定	重大事故等時における放射線及び気象条件の監視測定に係る設計																												
116		新設する冷却塔および配管に係る設計																												
117		新設設備および既設設備の改造に関する設計																										② 【5.6.】		

※1：「新設設備および既設設備の改造に関する設計」にて設計変更に伴う影響確認を合わせて説明
 ※5：設備構成が同じであり設計が共通のため、「6. 全ての評価結果」を纏めて説明

- ・審査会合の実施頻度は1回/月として記載。今後、設計項目及び説明時期を含め実施状況に応じて適宜見直す。
- ・廃棄物管理施設は、再処理施設の条文及びルールと同様であるため、再処理施設と併せて説明する。

【凡例】

- ①防護対象・設計対象施設の特定、基本的な設計の考え方および設計プロセス
- ②設計プロセスに基づく具体的な設計および評価
- ：説明を実施した範囲（説明ステータスは説明を完了したものの）
- ▨：説明対象外の範囲
- ：今回の説明範囲
- ：審査会合が無かったことによる変更
- 赤字：前回計画からの変更

